



©埼玉県消費生活課
消費者ホットライン ☎188
 問い合わせ
 日高市消費生活相談センター
 ☎989-2111

5月は自動車税種別割の納期です
 自動車税種別割の納付に、スマートフォン決済アプリ等が利用できます。スマートフォン決済アプリは、バーコードを読み取り納付できるアプリ(Paypay、LINE Pay、Pay、au PAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ)のほか、納付書に印字されているe-LQRの読み取りに対応したアプリでも納付できます。また、地方税お支払いサイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどでも納付できます。
 ※自動車税全般に関する、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認は、左記へご連絡ください。
 ※障がいのある人の減免申請は、電子申請・窓口・郵送で受け付けています。
 ※県では、納期限の5月31日(木)までに納税すると、割引などが受けられる自動車税「納めてプラス！」キャンペーン

ンを実施しています。
お問い合わせ 県自動車税コールセンター ☎0570-012-229
高齢者等のおでかけを支援します
 自力で移動することが困難な高齢者等が、買い物や通院、社会参加等の外出をしやすくなるよう、路線バスまたはタクシー運賃の一部を補助します。
対象(次のいずれかに該当する人)
 ○自力での移動が困難な、市内在住で75歳以上の人
 ○自動車運転免許証を自主返納した、市内在住で75歳未満の人(申請は返納後1年以内で1回限り)
補助内容(次のいずれか1つ)
 ○バス乗車券等の購入費
 ○タクシー利用補助券(500円×15枚)
 ※タクシー利用補助券の利用期限は、令和6年3月31日(木)までです。
 ※交付は、1年度に1回限りです。
申し込み 申請書に必要事項を記入し、令和6年2月29日(木)までに、次のい

ずれかの方法でお申し込みください。
 ○窓口：直接左記または出張所へ
 ○郵送(必着：左記へ)
 ※予算がなくなり次第終了します。
 ※申請書は左記・各出張所・各公民館に用意しているほか、ホームページからもダウンロードできます。
 ※申請後の手続き方法が「路線バス利用補助」と「タクシー利用補助」とでは異なります。
問い合わせ
 危機管理課交通安全・防犯担当



お知らせ

「ひだかインフォメーション」
 市役所へのご連絡は
 ☎989-2111 FAX 989-2316
 ホームページアドレス
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

Jアラートの全国一斉情報伝達試験が実施されます
 国による全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した全国一斉情報伝達試験が実施されます。
 訓練当日は、市内65か所に設置してある防災行政無線(広報塔)から訓練放送が流れるほか、市ホームページ等に「緊急放送」として通知が出ます。実際の災害とお間違えのないよう、ご注意ください。
日時 6月7日(水) 午前11時
通知先 防災行政無線(広報塔)、ホームページ、ひだか知っ得情報アプリ、市公式ツイッター、ひだか防災メール
放送・通知内容 (チャイム)「これは、

Jアラートのテストです」(3回繰り返す)「こちらは、ぼっさいひだかです」(チャイム)
 ※災害の発生や気象状況などにより、中止になる場合があります。
問い合わせ 危機管理課防災・消防担当

埼玉県議会議員一般選挙の結果
 4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙(西第8区日高市)は、3月31日の告示日において、立候補者数が選挙すべき定数(1人)を超えなかったため、無投票となりました。当選者の氏名等は次のとおりです。(敬称略)
当選者 小谷野五雄 67歳 自由民主党
任期 令和5年4月30日～9年4月29日
問い合わせ
 選挙管理委員会事務局(総務課内)
 ☎989-2111

「ごみゼロの日・クリーン日高」市民運動および道路美化活動(春季)
 市では、5月28日(日)を「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動の日」とし、市内一斉に清掃活動を行います。
 ごみゼロ運動は、快適な生活環境を維持するため、市内の各団体に協力いただき、地域全体の美化清掃を行うものです。住んでいる地区や公園、河川、道路などの清掃活動を通じ、清潔感あふれるまちづくりを進めましょう。なお、当日ご協力いただける団体を募集していますので、左記へご連絡ください。
問い合わせ 環境課廃棄物対策担当

ね・ん・き・ん
ニニ知識
 保険年金課
 国民年金・医療費担当

国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳になったら、学生の皆さんも必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。しかし、学生本人の所得が一定額以下のときには、申請により保険料の納付が猶予される制度「学生納付特例制度」があります。

- 対象** 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)に在学する学生等で、本人の前年の所得が次の計算式で計算した金額以下である人
 ○128万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等
申請手続き 学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。希望する人は、毎年度申請が必要です。※令和4年度に学生納付特例が承認された人で5年度も在学予定の人は、4月初めから5月中旬ごろまでに、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。申請の継続を希望する場合は、必要事項を記入の上、返送してください(学生証等の添付は不要)。
申請場所 下記または各出張所
持ち物
 ①「マイナンバーカード」または「写真付きの本人確認ができるもの(運転免許証等)とマイナンバー通知カード」
 ②学生証または在学証明書(原本)
保険料の追納 この特例が承認された期間は、10年以内であれば申し出により保険料を後から納めること(追納)ができます。就職などで収入が得られるようになったときには、将来の年金額を増やすためにも追納することをお勧めします。
問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)



6月1日は「人権擁護委員の日」
 「人権擁護委員の日」にちなみ、特設人権相談所を開設します。
 女性・子ども・高齢者等をめぐる人権の問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることはありませんか。あなたのまわりの人権擁護委員が皆さんとともに問題解決のための方法を考えます。予約不要、秘密厳守、相談は無料です。
日時 6月1日(水) 午前10時から午後3時30分まで受け付け
場所 生涯学習センター
費用 無料
申し込み 不要(直接会場へ)
問い合わせ
 総務課人権推進・市民活動担当

民生委員・児童委員の活動にご協力を
 民生委員・児童委員は、地域の人の相談・援助を行えるよう、活動の基礎となる情報の収集を行っています。民生委員・児童委員が伺いましたら、ご協力をお願いします。
 民生委員・児童委員には守秘義務があり、職務上知り得た事項の秘密は固く守ります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。
問い合わせ 生活福祉課地域福祉担当 (1階⑩番窓口)